

提出された意見及びそれに対する考え方

	提出者	ご意見	ご意見に対する考え方
1	個人 A	<p>(意見)</p> <p>電気通信主任技術者スキル標準(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回このようなスキル標準を作成されることは非常に素晴らしいこととあります。 通信技術が日進月歩で進化していく中、技術者のスキルを研鑽することは、本人のモチベーション向上及び、会社の生産性の向上につながるため、非常に有意義と考えます。 <p>電気通信主任技術者制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のスキル標準の作成にあたって、情報処理技術者を参考にされたと思いますが、電気通信主任技術者の 最大の問題点は資格者のスキルアップではなく、資格者の絶対数の不足にあります。 ・ 本来この資格の内容は IT 社会や電気通信事業者にとって必須の知識であります。不動産事業者にとっての宅地建物取引主任者のように従業員数の一定割合に配置すべき資格となります。 工事担任者は 10 人につき 1 名 電気通信主任技術者は 100 人につき 1 名 にしてはいかがでしょうか。 ・ 公共工事への資格条件に電気通信主任技術者や工事担任者を入れることは出来そうですでしょうか。 ・ 建設業法上の主任技術者と監理技術者への要件の緩和も望みます。 ・ また IT エキスパートと工事担任者と電気通信主任技術者を合体したような資格の創設が望まれます。 <p>日本データ通信協会について</p>	<p>電気通信主任技術者スキル標準(案)についてのご意見につきましては、賛同意見として承ります。</p> <p>他のご意見につきましては、電気通信主任技術者スキル標準(案)に直接関係するご意見ではないため、今後の制度設計の際の参考とさせていただきます。</p>

		<p><受験料について></p> <p>情報処理技術者の受験料が 5100 円に対して 工事担任者が 8700 円 電気通信主任技術者が 18700 円もするのでしょうか？</p> <p>当初は記述式で 15000 円程度だったものが全面マークシートになってからの値上げは理解に苦しみます。</p> <p>さらなる踏み込んだ改正を要望させて頂きたいと思います。</p>	
2	個人 B	<p>(意見)</p> <p>法規の知識として、刑法(第六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)、第十八章の二(支払用カード電磁的記録に関する罪)、第二百三十四条の二(電子計算機損壊等業務妨害)、第二百四十六条の二(電子計算機使用詐欺)、第二百六十一条(器物損壊等(コンピューターウィルス))など)も知っておいていいのではないのでしょうか？</p>	<p>ご提案いただいた刑法の規定につきましては、電気通信主任技術者の業務である、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に直接関係するものではないと考えます。</p>